

松川町地域おこし協力隊インターン企画運営業務
仕様書

1. 業務の目的

人口減少と高齢化の進む本町において、地域づくり活動に意欲のある地域外の住民を新たな担い手として受け入れ、その定住・定着を図るとともに地域力の維持・強化を図るため、「地域おこし協力隊制度」を活用している。

本業務の目的は、「地域おこし協力隊インターン」制度を活用し、当町において地域おこし協力隊活動を希望する者の「中山間地域への移住」「業務内容に対する不安」等を払拭することで、地域おこし協力隊採用に向けたアプローチを強化するものである。

2. 業務の名称

「松川町地域おこし協力隊インターン企画運營業務委託」とする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和6年1月31日までとする。

4. 履行場所

松川町が指定する場所

5. 業務の対象

松川町として求める隊員像（人材）としては次のとおり。

下記に示すコンセプトに共感し、森林資源を活用したコミュニティ・ビジネス等生業の創出を見据えた、地域内・地域外から松川町に関わることのできる仕組みの構築を、外からの視点を活かしつつ、熱意と創意工夫を持って、地域と共創してくれる人材。

●コンセプト

アイデアと創造力を開放して「生きる」と「つくる」をつなぐ

いつしか私たちは、「消費者」と「生産者」といったように、「生きる」と「つくる」ことが離れた社会に暮らしているように思います。「つくる」とは、自分が生きていることを実感できる、最も人間らしい創造的な活動です。このプロジェクトでは、松川町の地域資源となる木材の加工を通じて、用意されたものを使うのではなく、誰もがつくりたいものを自由につくることのできるものづくりの可能性を拓くことで、今の暮らしやこれからの人生を自らの手で描いていく、そんな自立分散型社会を目指します。

また、若者が地域内外から松川町に関わることのできる仕組みづくり（松川町のファンを増やす）を行い、これからの地域を担う若者が主体的に関わる地域づくりを推進します。

6. 業務の概要

本業務の対象とする人材を確保するため、「地域おこし協力隊インターン」プログラムを通じて、応募予定者の発想や視点、スキルをさらに活かすとともに、着任後の意欲や活動成果、定着率がより一層向上することが期待できる手法として、「応募予定者からの企画提案型」の募集選考アプローチの実現を目指すこととする。

「自分自身の経験や強みを活かして地域でこんな活動展開を実現したい」と応募予定者自身が松川町へ企画提案、プレゼンテーションし、松川町が共感しマッチングすれば、採用に進むことを想定。

以上のことをもとに、本業務を進めるにあたっての基本的な考え方は次のとおり。

- ・ 応募予定者が松川町の地域性や特徴をよく理解でき、着任後の活動展開がイメージしやすくなる環境の構築を進めるとともに、積極的な企画提案への動機づけとなるような仕掛け、発信を行う。
- ・ 応募予定者自身の企画提案を出発点とする、提案型募集アプローチの仕組みづくりを進めることで、新たな発想による地域課題解決の推進や隊員着任後のやりがい向上を図る。

具体的には、以下の業務を委託する。

(1) 地域おこし協力隊インターン募集コーディネート

広告媒体（WEB・チラシ等）の製作、SNSの活用など効果的な手法を用いた募集を実施する。

募集に係る経費は、すべて本委託事業に含むものとする。

(2) インターンプログラムの企画・運営

応募予定者が松川町を実際に訪れ、町の資源と課題を理解し、自身の活動内容を具現化してイメージするとともに、隊員としてどのような活動をしたいか（何を実現したいか）、課題解決策を松川町へ提案する内容の、インターンプログラムを企画、運営する。

①インターン数：5名程度

②実施予定時期：11～1月

③実施回数：計10回程度（オンラインでのワーク含む、フィールドワークは2回程度）

④特記事項：下記の点に留意し、設計・運営を行うこと。

- ・ 自立分散型社会の実現
- ・ 森林資源（地域木材等）の活用

7. 実績報告書の提出

委託業務内容の終了後、直ちに実績報告書を提出する。

8. 契約期間

契約の日から令和6年1月31日まで

9. その他

- (1) 前条までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (2) 契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託予定者と細部を打合せのうえで締結する。
- (3) やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- (4) 受託者は、成果物が他者の所有権や著作権、肖像権を侵害しないことを保証するものとする。
- (5) 本事業に関する所有権や著作権は、原則として松川町に帰属することとし、松川町は、事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとする。また、松川町は、この業務において生じる成果物等を、受託業者が他の業務で使用することを妨げない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。